

『緊急事態宣言』の適用期間延長に伴う、公立小中学校における
新型コロナウイルス感染症への対応について

1 概要

三重県に発令された『緊急事態宣言』の適用期間が、9月30日（木）まで延長されたことから、より一層の感染症対策と今後の感染拡大や学級閉鎖等となった場合に備え、分散登校及び一斉のオンライン学習を行うこととします。

2 対応期間 令和3年9月13日（月）から9月30日（木）

3 主な対応

(1) 学習活動

- ・密を避けるため、学校規模に応じて分散登校（小学校では地区別に、中学校では学級を2分割）と、オンライン学習やプリントの課題などによる自宅での学習を組み合わせ実施します。
- ・分散登校は、学校の規模等、当該校の特性、児童生徒の状況に応じて実施することとし、教室での児童生徒数を20人以下とすることを基本とします。
- ・より一層の感染症対策と今後の感染拡大や学級閉鎖等となった場合に備え、全ての学校で一斉のオンライン学習を実施します。一斉のオンライン学習日は、9月16日（木）、17日（金）、27日（月）、28日（火）の4日間としますが、定期テストを含め、学校行事等が計画されている場合は、弾力的に運用します。
- ・昼食の確保が困難な児童生徒については、登校に該当しない日においても希望により給食を提供するとともに、放課後の居場所の確保に留意します。
- ・分散登校が必要とならない学校についても、不測の事態に備え、オンライン学習を取り入れていきます。
- ・外部から講師を招聘する行事や一定の人数が来校する学校行事は、延期します。
- ・給食については、黙食の徹底を図ります。

(2) 修学旅行、社会見学、運動会、体育祭、文化祭等

- ・修学旅行、社会見学等は、延期とします。
- ・運動会、体育祭、文化祭は、延期を基本とします。延期が困難な場合は、無観客で実施することとします。

(3) 部活動（8月25日から）

- ・松阪地区新人体育大会については、10月以降に延期します。
- ・部活動は、中止とします。ただし、公式大会の2週間前の期間は、参加者や活動日を十分検討して、自校内で行うことができることとします。

(4) 児童生徒一人一人に寄り添った対応

- ・登校できないことによる児童生徒の不安を解消できるよう、必要に応じて個別面談やカウンセリングなどの対応をすることとします。

(5) その他

- ・放課後児童クラブは通常どおり開所し、密を避けるため、学校は施設の一部開放します。
- ・児童生徒のタブレット端末は、サーバー等のメンテナンスのため、9月18～20日、25～26日は、使用できません。（予定）
- ・オンライン学習の日に登校を希望する場合、保護者は学校に相談することとします。